

砥部町避難所開設・運営マニュアル 【ダイジェスト版】

砥部町

（初版）平成 28 年 2 月

（改正版）令和 7 年 8 月

第1章 避難所の基本的事項

1 基本的事項

このマニュアルは、避難所の開設や運営を円滑に行うことを目的に、避難所開設・運営に関する基本的な考え方などをまとめたものです。

避難所の運営は、避難者自らが助け合いや協働の精神に基づき自主的な運営を目指すことが重要ですので、行政は後方支援的に協力することが理想です。

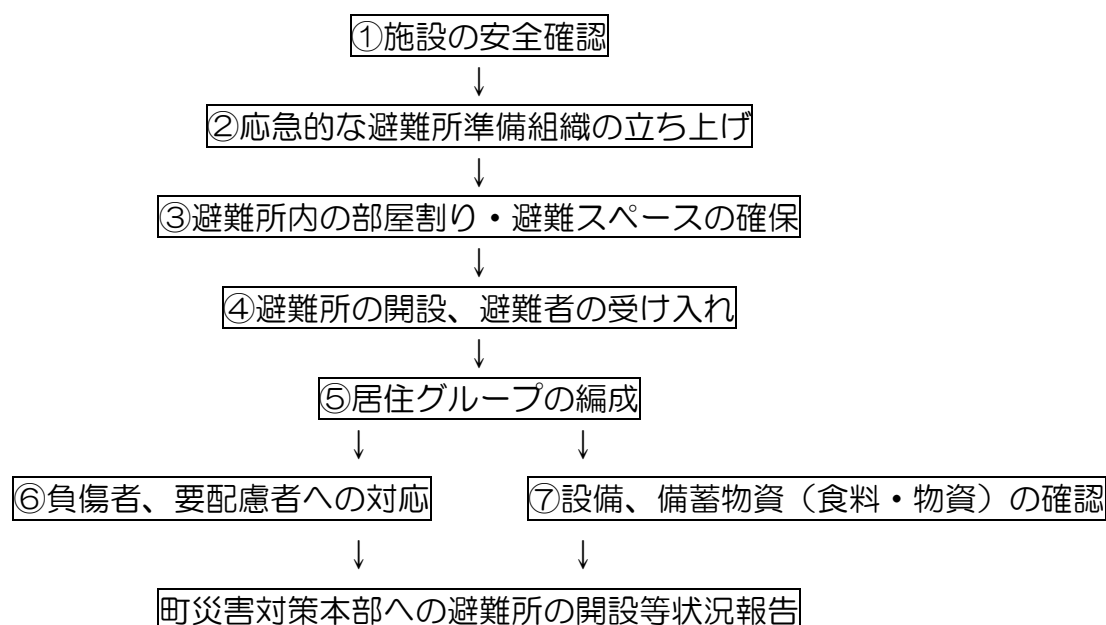
2 避難所担当職員の役割

避難所の開設が必要な時には、町長が避難所担当職員を招集し、施設管理責任者や避難者の協力を得て、初動対応にあたります。しかし、大規模災害発生時には、避難所担当職員を確保できない場合が想定されます。その間は施設管理責任者と避難者で対応を行います。

第2章 避難所運営の流れ

1 初動期（発災後～24時間）

（１）初動期の業務の大まかな流れ



(2) 初動期に起こりうる業務

①避難所の安全確認
・避難所担当職員と施設管理責任者は協力し、施設の安全を確認します。 ※安全確認は必ず複数人で行います。【様式1】 ・避難所担当職員が避難所に到着できないケースにおいては、施設管理責任者や自主防災組織の代表等が協力し、施設の安全を確認します。
②応急的な避難所準備組織の立ち上げ
・避難所担当職員は、施設管理責任者や初期避難者の協力を得て、応急的な避難所準備組織を立ち上げます。 ・応急的な避難所準備組織とは、本格的な避難所運営組織が形成されるまでの間、正副リーダーが陣頭指揮を執り、避難所の運営にあたる組織のことです。 ・組織の構成は、町の避難所担当職員、施設管理責任者、正副リーダー（リーダー1名、サブリーダー2名）、協力員とします。 ・正副リーダー及び協力員は、自主的な運営を目指す観点から、避難者の中から選出します。
③避難スペースの確保
・避難スペースのレイアウト（部屋割り、仮設トイレの設置場所等）については、平常時に施設管理責任者と協力し、あらかじめ想定しておきましょう。
④避難所の開設・避難者の受け入れ
・避難所を開設し、避難者を受け入れます【様式2、3、4】 ・居住スペース内の区角割りについては、避難者の世帯人数や、要配慮者の有無などを考慮しつつ柔軟に対応します。
⑤居住グループの編成
・避難所の規模に応じ、世帯を基本単位とした居住グループを編成します。 ・居住グループの代表は、所属グループの困りごとなどを運営組織に伝える役割を持ちます。 ・居住グループは、最大40人程度で構成します。
⑥負傷者、要配慮者への対応
・負傷者がいる場合、負傷状況を確認し対応します。緊急度の高い負傷者については、直ちに町災害対策本部に連絡し、対応を求めます。 ・要配慮者がいる場合、要配慮者用の居住スペースの確保に努めます。 ※要配慮者とは、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児その他配慮を要する者のことです。
⑦設備、食料、物資等の確認
・トイレ等の施設が使用可能かどうかを確認します。 ・避難所の備蓄食料や備蓄物資を確認し、早期に必要なものがあれば町災害対策本部へ報告します。

2 展開期（24 時間～3週間程度）～安定期（3週間目以降）

（１）避難所運営本部の設置

初動期に立ち上げた応急的な避難所準備組織から、本格的な避難所運営本部を設置します。

①避難所運営本部の構成員（構成員は男女混合で構成すること）
・本部長（１名）、副本部長（２名程度）、活動班長（各班正副１名ずつ）、居住グループのリーダー（各グループ正副１名ずつ） ※構成員は、応急的な避難所運営組織の関係者と居住グループのリーダーが話し合い、避難者の中から選出します。
②避難所運営本部の活動
・避難所生活を円滑に進めるため、定期的に避難所運営本部会議を開催します。 ・発災直後は１日２回開催し、避難所の状態が落ち着いて、特に連絡事項がない場合でも最低１日１回は会議を開催します。

（２）活動班の設置

避難所生活において必要となる業務を、避難者自身で行います。役割ごとに班を設置し、班員が協力して業務を遂行します。

総務班	運営本部会議の事務局、避難所記録の作成、避難所内の情報掲示板での情報発信、他の避難所の情報収集等
避難者管理班	避難者名簿の作成・管理、避難者の状況把握、居住空間の割り振り、問い合わせ・取材対応、郵便物・宅急便の取次等
食料・物資班	食料・物資の調達・受入れ・管理・配給、炊き出し
施設管理班	危険箇所への対応、防火・防犯、定期的な巡回、ペット対応 清掃、ごみ処理への対応
保健・衛生班	医療活動の支援、衛生管理、風呂・トイレの管理、生活用水の確保
要配慮者支援班	要配慮者の名簿作成、要配慮者の支援、相談窓口の設置 女性や子どもの安心・安全の確保
ボランティア班	ボランティアの要請、ボランティアの受け入れ・管理

※各活動班の詳細な活動内容については、避難所開設・運営マニュアルを参照のこと

3 撤収期（ライフラインの回復期）

電気、ガス、水道等のライフライン回復以降の時期には、日常生活が可能となるため、避難所の必要性がなくなる時期となります。

一方で、自立再建が困難な避難者に対し、地域全体で支援する体制を構築し（仮設住宅の建設等）、避難所施設の本来業務の再開に必要な業務を行う時期です。

避難所の集約・閉鎖に向けた避難者の合意形成

- ・ ライフラインの復旧状況などから、町災害対策本部と避難所の閉鎖時期について協議します。
- ・ 町災害対策本部の指示を受け、避難所閉鎖の準備に取り掛かります。
- ・ 各活動班は、避難所閉鎖のためにいつまでに何をするかの計画を立てます。
- ・ 避難所の閉鎖時期や、撤収準備などについて、避難者に説明し、避難者の合意形成を図ります。